

小規模保育事業等の設備及び運営に関する基準と考え方

1. 小規模保育事業

(注) 基準について、「従」は従うべき基準 「参」は参酌すべき基準 を示す。

項目	国の示す基準の主な内容	基準	芦屋市基準	独自基準に対する考え方
区分	小規模保育事業A型, 小規模保育事業B型, 小規模保育事業C型に分けられる。	従	小規模保育事業A型, 小規模保育事業B型, 小規模保育事業C型に分けられる。	待機児童の早期解消の目的から, 募集にあたっては, 定員が19人であるA型若しくはB型に限定して行う。

2. 小規模保育事業A型

項目	国の示す基準の主な内容		基準	芦屋市基準	独自基準に対する考え方
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。		従	⇒国の基準どおり	
職員数	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人以上追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合, 認可保育所と同等の職員数とする。		参	乳児については3人につき1人の保育士配置とするが, 満1歳以上満3歳に満たない幼児については5人につき1人の保育士を配置する。	「芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準とする。
設備・面積	保育室等	満2歳未満	従	⇒国の基準どおり	
		満2歳以上			
屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき, 3.3㎡以上				
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等から搬入可。		⇒国の基準どおり	
	設備	調理設備を設けること。		⇒国の基準どおり	
	職員	調理員を置かなければならない。 ※調理業務の全部を委託する場合, 連携施設等から搬入する場合は不要。		⇒国の基準どおり	

項目	国の示す基準の主な内容	基準	芦屋市基準	独自基準に対する考え方
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加的事項 ①所定の防火設備 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	従	⇒国の基準どおり	
保育時間	保育時間は、一日につき8時間を原則とする。	従	⇒国の基準どおり	募集にあたっては、実情を勘案し11時間を原則とした。
連携施設	連携施設の設定が必要(経過措置あり) <連携の内容> ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿	従	⇒国の基準どおり	募集にあたっては、連携の内容①が保育の質を確保するものであるから必須とする。
嘱託医	嘱託医を置かなければならない。	従	⇒国の基準どおり	小児科又は内科及び歯科の嘱託医を置くこととする。

3. 小規模保育事業B型

項目		国の示す基準の主な内容		基準	芦屋市基準	独自基準に対する考え方
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。		従	⇒国の基準どおり	
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。		参	乳児については3人につき1人の保育士配置とするが、満1歳以上満3歳に満たない幼児については5人につき1人の保育士を配置する。	「芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準とする。
設備・面積	保育室等	満2歳未満	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上	従	⇒国の基準どおり	
		満2歳以上	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上			
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上				
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等から搬入可。		従	⇒国の基準どおり	
	設備	調理設備を設けること。			⇒国の基準どおり	
	職員	調理員をおかなければならない。 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			⇒国の基準どおり	
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加的事項 ①所定の防火設備 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		従	⇒国の基準どおり	

保育時間	保育時間は、一日につき8時間を原則とする。	従	⇒国の基準どおり	募集にあたっては、実情を勘案し11時間を原則とした。
連携施設	連携施設の設定が必要(経過措置あり) ＜連携の内容＞ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿	従	⇒国の基準どおり	募集にあたっては、連携の内容①が保育の質を確保するものであるから必須とする。
嘱託医	嘱託医を置かなければならない。	従	⇒国の基準どおり	小児科又は内科及び歯科の嘱託医を置くこととする。

#### 4. 家庭的保育事業等における附則

項目	国の示す基準の主な内容	基準	芦屋市基準	独自基準に対する考え方
連携施設に関する経過措置	連携施設の確保が困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、省令の施行日から起算して5年経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。	従	家庭的保育事業者等は連携施設の確保に当たって、連携施設が第6条第1項第3号に係る連携協力を行うことが困難であると市長が認める場合は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、同号に係る連携協力を求めることを要しない。	連携施設の確保については事業開始時から必須とするが、卒園後の受入については保育所(園)、幼稚園等の事情も考慮して5年間の猶予期間を置くこととする。